

新型コロナウイルス感染症に係る特別傷病手当金の支給について

当組合に加入する組合員（個人事業主を除く。）が、新型コロナウイルス感染症に感染（感染の疑いを含む）により、労務に服することができず、給与等の支払いを受けられない（減額を含む）場合、特別傷病手当金の支給対象となります。

特別傷病手当金支給対象となる場合

- ・ 自覚症状があり、PCR検査の結果「陽性」と判定された場合。
- ・ 自覚症状があり、医療機関を受診したがPCR検査を行っていない場合。
- ・ PCR検査の結果が「陰性」であったものの、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が続いているなど感染が疑われる場合。

特別傷病手当金支給対象とならない場合

- ・ 自覚症状が無く、医療機関を受診していない場合。
- ・ 自覚症状が無く、労務に服することができたが、事業所内で感染者が発生したことにより事業主の命で労務に服さなかった場合。
- ・ 組合員には自覚症状はないが、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由により、労務に服さなかった場合。

自覚症状 … 1 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
2 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
3 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

支給額

直近の継続した3ヶ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

ただし、1日の上限額は30,000円とします。

なお、給与等の一部が支払われている場合は、調整があります。

支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日目を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日。

適用期間

12月31日

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

ただし、入院が継続する場合等は、支給開始日から最長1年6ヶ月まで支給対象となります。

申請に必要な書類

「特別傷病手当金支給申請書」に次の書類を添えて、事業主経由で提出してください。

- ・ 特別傷病手当金賃金証明書（事業主記入）
- ・ 特別傷病手当金意見書（医療機関記入）※医療機関を受診しなかった場合は不要

まずは、薬剤師国保組合にお問い合わせください。

埼玉県薬剤師国民健康保険組合 担当：岡安

電話 048-827-0081

e-mail : kokuho@isis.ocn.ne.jp